

◎地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表  
 ○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則            （施行期日等）            第一条 この法律は、公布の日から施行する。            2 この法律は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。            ただし、地震対策緊急整備事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成三十二年度以降に繰り越されるものについては、第四条（別表第一及び別表第二を含む。以下次条において同じ。）の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附則            （施行期日等）            第一条 この法律は、公布の日から施行する。            2 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。            ただし、地震対策緊急整備事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成二十七年以降に繰り越されるものについては、第四条（別表第一及び別表第二を含む。以下次条において同じ。）の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p>